

徳島県告示第三百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	開設者	休止年月日
越智内科胃腸科	板野郡北島町鯛浜字原五一	医療法人越智内科胃腸科	令和六年二月二十八日
えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲三丁目一 二四	医療法人えもとこどもクリニック	同 四月一日
三好市国民健康保険大野診療所	三好市山城町大野五〇八 二	三好市	同